

I はじめに

- 全国の都市計画決定された幹線街路の計画延長約6.4万kmのうち、未着手延長は約2.1万kmであり、計画延長の約32%が未着手路線となっている。(平成28年3月末時点：参考資料集 図1、表1参照)
- 都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後、長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もある。
- このため、国土交通省では、平成12年、18年、23年の3度にわたり、技術的助言である「都市計画運用指針」を発出し、地方公共団体において都市計画道路の必要性について検証を行い、その結果を踏まえて、廃止や幅員変更など適切な見直しを行うことを助言している。
- 具体的には、「長期にわたり事業に着手されていない都市施設等の都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、必要性の検討を行うことが望ましいこと」、「都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましいこと」等を助言している。(本手引きP2～4参照)
- しかしながら、「都市計画運用指針」の発出以降、各地方公共団体の見直し状況については地域によって差があり、見直しを実施していない地域等も存在する。(平成28年3月末時点：参考資料集 図4参照)
- 経済財政諮問会議においても、都市計画道路の見直しについて議論がなされており、同会議策定の「経済・財政再生アクション・プログラム2016(平成28年12月21日)」において、「都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策のとりまとめを行う。」とされたところ。
- 以上のことから、本手引き(第1版)は、都市計画道路見直しの推進方策の一部として地方公共団体による都市計画道路の「適時適切な見直し」がさらに進むよう、都道府県・政令市の見直しガイドライン及びガイドラインに基づき実施した見直し結果を収集し、その具体的進め方の整理等を行った結果を先行的に事例集としてとりまとめたものである。
- なお、今後、未整備・概成の別等の類型ごとの見直しの考え方や、変更・廃止の先行事例を類型別に整理するなど、手引きの内容を随時充実させていく予定である。

都市計画運用指針（抜粋）

Ⅲ. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方

Ⅲ－２ 運用に当たっての基本的考え方

4. 適時適切な都市計画の見直し

都市計画は、法第21条に変更に関する規定があるとおり、社会経済状況の変化に対応して変更が行われることが予定されている制度であり、法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査（以下「都市計画基礎調査」という。）の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、変更の必要性が吟味されるべきものである。

しかし、一方で、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制・誘導を行って、目指すべき都市像を実現するためには、相当程度長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請される。

したがって、都市計画の変更を検討するに当たっては、その都市計画の性格を十分に踏まえる必要があり、例えば、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられるものについては、その変更はより慎重に行われるべきである。これらの要請のバランスに留意しつつ、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられる都市計画についても、例えば、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。

なお、法第21条の2に基づく都市計画提案制度及び法第16条第3項の条例に基づく地区計画の申出制度に基づいて行われる民間主体等からの提案又は申出については、行政側においてもこれを都市計画の見直しの必要性を判断する機会と捉えて積極的に都市計画を見直す体制を整備することが望ましい。

5. マネジメント・サイクルを重視した都市計画

個別の都市計画についての適時適切な都市計画の見直しにとどまらず、更に発展的に、マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。

特に、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行うことが望ましく、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加えて、関連する都市計画の変更にも結び

つけていくことが重要である。

その際、都市計画基礎調査の結果等の活用を図ることが望ましい。

また、これら都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。

このような取組により、都市計画に対する信頼性を高め、都市計画事業等都市計画の実現手段の円滑性・実効性を増すこととなることが期待される。

IV-2-2 都市施設

1) 都市施設全般にわたる事項

2. 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。

この場合、目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、変更は慎重に行われるべきものである。また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わさって総体として機能が発揮されるものであることから、見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行うことが必要である。

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

IV-2-2 都市施設

II) 施設別の事項

A. 交通施設

A-2. 道路

2. 道路の都市計画の考え方

(8) 道路に関する都市計画の見直し

道路の都市計画については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。この場合、地域整備の在り方とあわせて、地域全体における都市計画道路の配置、構造等についての検討を行うべきであり、また、過去に整備された道路の再整備についても、必要に応じ検討を行うことが望ましい。また、都市計画道路の変更を行う場合には、その変更理由を明確にした上で行うべきである。

長期にわたり未整備の路線については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられてきたものであり、単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、都市全体あるいは関連する都市計画道路全体の配置等を検討する中で見直されるべきである。これらの見直しを行う場合には、都市計画道路が整備されないために通過交通が生活道路に入り込んだり、歩行者と自動車が分離されないまま危険な状態であるなど対応すべき課題を明確にした上で検討を行う必要がある。

都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、例えば都市の将来像の変更に伴い想定していた市街地の拡大が見直されるなどにより当該道路の必要性がなくなった場合や、都市計画道路の適切な代替路線を別途計画する場合等が考えられるが、変更を行う場合にはその変更理由を明らかにした上で行うべきである。また、代替路線を計画する場合は、新たな建築制限が課される関係者を含めた地域社会の合意形成の必要性も念頭において検討を行うことが必要であると考えられる。

Ⅱ 本論

1. ガイドラインの策定状況

各地方公共団体における都市計画道路の見直しは、各都道府県・市町村が定めた都市計画道路の見直しガイドラインに基づいて実施されている。都道府県・政令市への調査の結果、以下に示すような社会情勢の変化等の理由により、ガイドラインは適宜更新されている。

(主なガイドライン更新理由)

- ・ 人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に伴って、効率的・効果的な選択と集中により質的充実を図っていく必要性が高まっているため [群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県]
- ・ 都市計画決定から長期間にわたり整備が進まない道路が存在しているため [群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県]
- ・ 長期未着手の都市計画道路に対する考え方が司法の判例^{*}に示されたため [大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県]

※H17.11.1 最高裁判決 盛岡市における市道区域決定処分取消等請求訴訟
本手引き P24～26 「盛岡市都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について」 参照

※H20.3.11 最高裁判決 伊東市における建築不許可処分取消請求訴訟
本手引き P27 「静岡県都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について」 参照

- ・ 上位計画の更新に伴い、それを踏まえた必要性の検証が求められるため [群馬県]

都市計画運用指針発出以降、平成 29 年 3 月 31 日時点の各都道府県及び政令市で策定された都市計画道路の見直しガイドライン策定状況は表 1 及び表 2 の通りである。

表 1 都道府県の見直しガイドライン一覧 (H29.3.31 時点)

都道府県	ガイドライン名	策定期期
北海道	都市計画道路の見直しガイドライン	平成 19 年 2 月
青森県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 8 月
岩手県	都市計画道路の見直しに関するガイドライン	平成 17 年 2 月
宮城県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 3 月

都道府県	ガイドライン名	策定期期
秋田県	秋田県都市計画道路見直しガイドライン(案)	平成 17 年 5 月
山形県	平成 16 年度山形県都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月
福島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 18 年 3 月
茨城県	茨城県都市計画道路再検討指針	平成 18 年 3 月
栃木県	栃木県都市計画道路検証の基本指針(案)	平成 19 年 3 月
群馬県	都市計画ガイドライン(都市計画道路の見直し編)	平成 18 年 6 月 平成 25 年 7 月
埼玉県	都市計画道路の検証・見直し指針～社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直し～	平成 17 年 3 月 平成 25 年 6 月
千葉県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月 平成 22 年 3 月
東京都	東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)	平成 16 年 3 月 平成 18 年 4 月 平成 28 年 3 月
神奈川県	都市計画道路見直しのガイドライン	平成 18 年 3 月
山梨県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
長野県	都市計画道路見直し指針	平成 18 年 3 月
新潟県	新潟県都市計画道路見直しガイドライン	平成 18 年 12 月
富山県	富山県都市計画道路見直しの基本的指針	平成 17 年 9 月
石川県	石川県の都市計画道路見直しガイドライン	平成 15 年 12 月 平成 19 年 3 月
岐阜県	都市計画道路の見直し方針(案)	平成 13 年 5 月 平成 20 年 7 月
静岡県	静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドライン	平成 19 年 3 月
愛知県	都市計画道路見直し指針	平成 17 年 3 月
三重県	三重県都市計画道路の見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
福井県	福井県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 2 月
滋賀県	滋賀県都市計画道路見直し指針	平成 19 年 3 月
京都府	京都府都市計画道路網見直し指針	平成 18 年 7 月

都道府県	ガイドライン名	策定期期
大阪府	都市計画(道路)見直しの基本方針	平成 15 年 3 月 平成 23 年 3 月
兵庫県	都市計画道路網見直しガイドライン	平成 16 年 12 月 平成 23 年 3 月
奈良県	奈良県都市計画道路の見直しガイドライン	平成 17 年 3 月 平成 22 年 7 月
和歌山県	和歌山県都市計画道路見直し方針	平成 23 年 3 月 平成 25 年 3 月
鳥取県	鳥取県都市計画道路見直しガイドライン	平成 15 年 6 月 平成 21 年 3 月 平成 27 年 3 月
島根県	都市計画道路見直しの基本方針	平成 17 年 3 月
岡山県	岡山県都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月
広島県	広島県都市計画道路見直し基本指針	平成 17 年 3 月
山口県	都市計画道路の見直し基本方針	平成 18 年 3 月
香川県	香川県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
徳島県	徳島県都市計画道路見直し基本方針(ガイドライン)	平成 18 年 12 月
愛媛県	愛媛県都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 3 月
高知県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 9 月
福岡県	福岡県都市計画道路検証方針	平成 17 年 8 月
佐賀県	佐賀県長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 11 月
長崎県	都市計画道路の見直しガイドライン	平成 18 年 8 月
熊本県	熊本県都市計画道路見直しガイドライン概要	平成 17 年 11 月
大分県	都市施設の整備・見直し方針(道路)	平成 17 年 4 月
宮崎県	宮崎県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
鹿児島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 5 月
沖縄県	沖縄県都市計画道路の見直しガイドライン(案)	平成 18 年 10 月

※都市計画運用指針が発出された、平成 12 年 12 月以降について記載している

※ は、2 回以上策定した地方公共団体を示す

※策定期期によりガイドライン名が異なる場合は、最新の名称を記載している

表2 政令市の見直しガイドライン一覧（H29.3.31時点）

政令市	ガイドライン名	策定期期
札幌市	札幌市都市計画道路の見直し方針	平成20年3月
仙台市	仙台市都市計画道路網見直し方針	平成21年3月
さいたま市	道路網計画づくりの指針	平成17年10月 平成23年11月
千葉市	千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン	平成18年9月
川崎市	都市計画道路網の見直し方針	平成20年6月
横浜市	都市計画道路網の見直しの基本的な考え方	平成18年2月
相模原市	都市計画道路見直しの方針	平成23年3月 平成25年3月
新潟市	都市計画道路の見直し方針	平成22年3月
静岡市	第2回静岡市都市計画道路見直し指針	平成20年3月 平成29年3月
浜松市	浜松市都市計画道路の見直しガイドライン	平成20年6月 平成24年7月
名古屋市	都市計画道路整備プログラムの見直し方針	平成17年3月 平成28年6月
京都市	都市計画道路網の見直し指針	平成21年8月
大阪市	長期未着手の都市計画道路の見直し方針	平成25年1月
堺市	都市計画道路見直し方針	平成16年3月 平成26年11月
神戸市	都市計画道路整備方針	平成12年8月 平成23年3月
岡山市	(岡山県のガイドラインに従う旨を市ホームページに公表)	平成17年3月
広島市	都市計画道路見直しの基本方針	平成18年11月
北九州市	都市計画道路網の見直し(再編素案)について	平成16年12月
福岡市	福岡市都市計画道路検証方針	平成19年12月
熊本市	熊本県都市計画道路見直しガイドライン	平成17年11月

※都市計画運用指針が発出された、平成12年12月以降について記載している

※ は、2回以上策定した地方公共団体を示す

※策定期期によりガイドライン名が異なる場合は、最新の名称を記載している

表3 都道府県の見直しガイドライン概要 (1/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	最終策定時期	3) 都市計画道路の見直しの観点						4) 廃止計画(交通事業計画の活用)	5) 市民への公表・意見徴収	6) 見直しサイクル	備考	
		1) 都市計画道路の見直しの手続		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		(7) 必要性に関する評価						
		(4)見直し経緯の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	代官機能の評価					(イ) 実現性に関する評価
北海道	都市計画道路見直しガイドライン	平成19年2月	記載なし	幹線街道のみ	30年以上未着手、10年以内に着手予定の見込みなし	必要性の検証、MPでの位置づけの有無を確認	必要性的検証、自然環境を代替する、社会環境の有無を検証	記載なし	第4段階の見直し方針の検討は必要性的検証、実現性評価に併せて行われている。必要性的検証は、廃止した場合は他の路線の復旧や他の路線の復旧により対応可能か	後継からの住環境の確保、10年程度を目途に、必要性的検証、実現性評価、必要性的検証は、廃止した場合は他の路線の復旧や他の路線の復旧により対応可能か		
青森県	都市計画道路見直しガイドライン	平成17年8月	記載なし	都市計画道路のうち、未整備路線を含む	記載なし	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	当該機能を代替する、社会環境の有無を検証	記載なし	見直し検討既存ストックの有効活用等により見直しの方向性を位置づけ、周辺道路網への影響等を検討	「要直し(案)を公表し、必要性的検証、実現性評価を実施し、必要性的検証は、廃止した場合は他の路線の復旧や他の路線の復旧により対応可能か」	市町村が社会計画交通計画等を踏まえ、見直しを行う場合は、その旨を尊重することである。	
岩手県	都市計画道路見直しガイドライン	平成17年2月	記載なし	記載なし	記載なし	「路線の有無を整理し、必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認」	当該機能を代替する、社会環境の有無を検証	記載なし	「路線の有無を整理し、必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認」	補助的検討を実施し、路線に対する必要性を把握し、ハードを検討することが重要であり。	記載なし	
宮城県	都市計画道路見直しガイドライン	平成20年2月	記載なし	記載なし	30年以上未着手、5年以内に着手予定の路線以外	「見直し検討対象路線の抽出、MPでの位置づけの有無を確認」	当該機能を代替する、社会環境の有無を検証	記載なし	「見直し検討対象路線の有効活用等により見直しの方向性を位置づけ、周辺道路網への影響等を検討」	「路線の有無を整理し、必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認」	路線の全見直しを行う場合に活用	記載なし
秋田県	秋田県都市計画道路見直しガイドライン(案)	平成17年5月	記載なし	長期にわたる未着手路線、区画調整を要する期間事業未着手の都市計画道路と地域の特性により検討を要すると判断される都市計画道路	記載なし	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	当該機能を代替する、社会環境の有無を検証	記載なし	実現性の検証、MPでの位置づけの有無を確認	「見直し検討対象路線の有効活用等により見直しの方向性を位置づけ、周辺道路網への影響等を検討」	実現性の検証、MPでの位置づけの有無を確認	記載なし

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(2/10)

都道府県名	最終策定期間	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方				3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 廃止・変更の理由(交通量推計の活用)	5) 市民への公表・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
		(1)見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	都市計画交通、防災、環境空間、市街地形成のMPとの評価	(イ) 関係性に関する評価	(ウ) 総合評価	(エ) 廃止・変更の理由(交通量推計の活用)						
山形県	平成16年度山形県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線道路のみ	30年を経過	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけ ②上位計画における必要性 ③都市計画道路の機能における必要性 ④道路種別	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	記載なし	概ね10年程度を目安	都市計画道路路線全体の検討は本ガイドラインによらず、別途、総合都市交通体系調査などを実施して行うが望ましい。
福島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線道路のみ	20年以上未着手	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	記載なし	記載なし	記載なし	
茨城県	茨城県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	全ての都市計画道路	20年以上未着手となつている区間を有する路線と特別な事由がある路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	記載なし	記載なし	記載なし	
栃木県	栃木県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線道路のみ	30年を経過 その他、計画当初未着手となつている区間を含む路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	記載なし	記載なし	記載なし	
群馬県	群馬県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線道路	都市計画決定以降未着手区間、未着手となつている区間を含む路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	必要性的検証、MPでの位置づけの有無を確認	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	①上位計画における位置づけの有無を確認 ②MPでの位置づけの有無を確認 ③上位計画における必要性 ④都市計画道路の機能における必要性 ⑤道路種別	記載なし	記載なし	記載なし	本ガイドラインを踏襲して、それぞれ地域の事情に応じて、詳細項目や評価方法を決定して見直しを行う

表3 都道府県の見直しガイドライン概要 (3/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 廃止・変更の影響(都市計画の活用)	5) 市長への公表・意見交換	6) 見直しサイクル	備考
		(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画道路関係	(7) 必要性に関する評価	(7) 実現性に関する評価				
長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン	平成17年3月	① 既設路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定 ④ 見直し対象となる路線の選定 ⑤ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	自動車専用道路以外	20年以上経過	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定 ④ 見直し対象となる路線の選定 ⑤ 見直し対象となる路線の選定	都市計画道路関係	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定 ④ 見直し対象となる路線の選定 ⑤ 見直し対象となる路線の選定	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定 ④ 見直し対象となる路線の選定 ⑤ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	記載なし	記載なし
埼玉県	平成25年6月	① 検討路線の抽出 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	幹線道路(県決定路線)	事業中期間及び整備期間を有する路線	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	都市計画道路関係	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	記載なし	県及び市町村の役割についても記載
千葉県	平成22年3月	① 検討路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	幹線道路	未着手の区間を含む路線(自動車専用道路を除く)	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	都市計画道路関係	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	記載なし	記載なし
東京都	平成26年3月	① 必要性の確認 ② 優先路線の選定 ③ 見直し方向の検討	記載なし	幹線道路	未着手全て	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	都市計画道路関係	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	記載なし	見直しガイドラインではなく事業化計画の策定が一律となっていない
神奈川県	平成18年3月	① 必要性の確認 ② 事業費の算出 ③ 事業の採算性の確認	必要性が高いが事業費の算出が立っていない路線・区間は「留保付き」の扱いを付与	幹線道路のみ	20年以上未着手の路線や区間、決定(変更)後5年経過した路線・区間も必要に応じて対象	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	都市計画道路関係	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	必要性の観点から、見直し対象となる路線の選定 ① 見直し対象となる路線の選定 ② 見直し対象となる路線の選定 ③ 見直し対象となる路線の選定	記載なし	記載なし	地域の事情に応じて実施するなどの記載あり

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(4/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	最終決定時期	1) 都市計画道路の見直しの手続		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点		(7) 総合評価	(4) 実現性に関する評価	(5) 市街への公衆・意見反映	(6) 見直しサイクル	備考
		(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点					
山梨県	都府県道計画見直しガイドライン 平成19年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	重要路線の見直し(保存)は「保存」 重要路線の見直し(変更)は「変更」 重要路線の見直し(廃止)は「廃止」	都市計画道路 主要区間を主幹線道路	未着手時期 記載なし	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	計画路線が幅員不足に陥っているか、また、周辺環境との整合性を確保しているか、また、周辺環境との整合性を確保しているか、また、周辺環境との整合性を確保しているか	記載なし	記載なし	記載なし	
長野県	都市計画道路見直し指針 平成18年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	既存道路網やその改善を必要とする路線は「保存」 既存道路網やその改善を必要とする路線は「保存」 既存道路網やその改善を必要とする路線は「保存」	都市計画道路 幹線道路のみ	未着手時期 未着手路線(区間)全て	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	記載なし	記載なし	
新潟県	都市計画道路見直し指針 平成16年12月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	都市計画道路	20年以上未着手の路線、区間 その他、重要度の高い路線、区間	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	記載なし	記載なし	
富山県	都市計画道路見直し指針 平成17年9月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	都市計画道路	未着手路線(区間)全て	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	記載なし	記載なし	
石川県	都市計画道路見直し指針 平成16年12月 平成20年7月 平成19年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	都市計画道路	幹線道路は20年以上未着手 主要区間、補助幹線道路	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	記載なし	記載なし	
岐阜県	都市計画道路見直し指針(案) 平成13年5月 平成20年7月 平成19年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	①見直し候補路線の選定 ②見直し案の作成	都市計画道路	未着手路線(区間)全て	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	都市計画、交通、防災、環境空間、市街地形成の観点	記載なし	記載なし	

表3 都道府県の見直しガイドライン概要 (5/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	ガイドライン発定時期	1) 都道府県道の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 廃止・変更の影響予測(交通量・用地取得率)	5) 再評価の公表・意見反映	(6) 見直しサイクル	備考	
		(4)見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	(4)見直し検討の深れ	道路種別	未着手時期	都市計画道路との関係	交通・防災・環境空間、市街地形成への評価	代用道路の有無					まちづくりに関する評価
静岡県	静岡県都市計画道路見直しガイドライン 平成19年9月	記載なし	①要機の必要性の検証 ②配置・規模・機能等の検証 ③新道路網計画での検証	未着手都市計画道路(自動車専用道路など)の検討位置づけられた道路、具体的事業計画がある道路を除く	記載なし	都市計画道路との関係 再検証道路を抽出する際、(1)に上乗せし、(2)に位置づけられた道路の有無を確認している	都市計画道路の代用道路の有無 ・地形・地物の整合 ・既存道路の有無 ・開発地の有無 ・道路幅員等の観点 ・構造等との整合 を評価	現行都市計画道路との関係 ・建築規制 ・都市計画道路の経過 ・都市計画道路との整合 ・道路建設を促進するための土地利用 ・事業の実現性	記載なし	見直しの期間 除却からの合算 重要・廃止した場合は除却 の検証に活用 あり。	記載なし		
愛知県	都市計画道路見直し指針 平成17年9月	記載なし	見直しのアポローチとし もつアポローチを用 意する その1)都市レベルの検 討からのアポローチ その2)まちづくりにと 合性の視点からのアポ ローチ その3)既存ネットワーク 用からのアポローチ	未整備都市計画道路 に位置づけられた道 路、骨格的都市計 画道路、広域防災上 重要な道路、国道計 画に位置づけられた 道路は見直し対象外	記載なし	都市計画道路との関係 【必要性と実現性を一体的に評価】 ・都市計画道路に位置づけられた道路 ・都市計画道路に位置づけられた道路 ・都市計画道路に位置づけられた道路 ・都市計画道路に位置づけられた道路 ・都市計画道路に位置づけられた道路	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	記載なし	記載なし	記載なし	概ね10年毎		
三重県	三重県都市計画道路見直しガイドライン 平成19年9月	記載なし	①必要性の評価(広域) ②必要性の評価(地域) ③影響要因の確認	未整備都市計画道路 に位置づけられた道 路	記載なし	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	記載なし	記載なし	記載なし	概ね10年毎	
福井県	福井県都市計画道路見直しガイドライン 平成19年9月	記載なし	①必要性の評価(道路 機能や代替路線の検 討) ②必要性の評価(地域 的) ③必要性の評価(総合 的)	都市計画決定後20年 以上経過している 路線に該当する 未着手区間及び概 成区間	記載なし	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	記載なし	記載なし	記載なし	概ね10年毎	各都市計画区域での都市 計画的な方向性を示し た都市計画区域マスター プランの考え方に基づき 検討を行う。
滋賀県	滋賀県都市計画道路見直し指針 平成19年9月	記載なし	①都市計画道路見直し 対象路線の抽出(必要 性、実現性、意図の優先 順位) ②都市計画道路見直し 対象路線の抽出(必要 性、実現性、意図の優先 順位) ③都市計画道路見直し 対象路線の抽出(必要 性、実現性、意図の優先 順位)	都市計画決定された 「路線等」で、改良済 みおよび事業実施中 を除く	記載なし	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	都市計画道路との関係 ・都市計画道路との整合 ・都市計画道路の有無 ・都市計画道路の観点 ・構造等との整合 を評価	記載なし	記載なし	記載なし	概ね5-10 年の都市計 画見直し 等に合わせ て行う	

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(6/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県	ガイドライン名称	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え		3) 都市計画道路の見直し観点			4) 廃止・変更の影響(周辺住民の生活)	5) 市民への公表・意見交換	6) 見直しサイクル	備考
			(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	(7) 見直し検討の遅れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 現況に関する評価	(ウ) 総合評価				
京都府	京都府都市計画道路見直し指針	平成18年7月	記載なし	①道路の整備状況や機能 ②廃止候補路線の抽出(必要性の評価、計画案) 現上の課題の評価 ③廃止候補路線の選定	事業未着手となっている幹線道路	当初都市計画決定後30年以上を自覚として検討を行う(なお、その他の道路は別におよ30年経過後は必要に応じて見直しを行う)	都市計画MPとの関係 必要性の観点から、都市計画MPなど、市、市町の総合計画や都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	必要性和現況に関する評価 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	記載なし	廃止候補路線の選定後、市民等への周知	概ね5年〜10年毎に行う		
大阪府	都市計画(道路)見直し基本方針	平成23年5月	記載なし	①必要性の検討 ②必要性の検討 ③交通安楽機能、防災機能 ④必要性の検討	事業未着手の都市計画道路	記載なし	上位計画【広域幹線と補助幹線で評価指標を分類】 必要性の観点から、都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	必要性の観点から、都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	記載なし	必要性和現況に関する評価	概ね10年毎に行う	主に市街化区域内に存在しないものは廃止候補と見直しを要しない	
兵庫県	都市計画(道路)見直しガイドライン	平成23年3月	記載なし	①見直しに係る基礎資料の整理 ②見直しに基づく必要性の検証(客観的に判断) ③市町の観点に基づく必要性の検証(地域固有要素) ④整備・廃止形態の検討	未整備区間のうち近年整備予定がない都市計画道路	記載なし	①見直しに係る基礎資料の整理 ②見直しに基づく必要性の検証(客観的に判断) ③市町の観点に基づく必要性の検証(地域固有要素) ④整備・廃止形態の検討	必要性の観点から、都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	記載なし	必要性和現況に関する評価	記載なし	道路の分類により、必要性和現況に関する評価が異なることから、道路の分類により、必要性和現況に関する評価を分けて行う。	
奈良県	奈良県都市計画道路見直しガイドライン	平成22年7月	記載なし	①未着手都市計画道路 ②見直し検討対象路線の特性把握 ③必要性の検証(地域固有要素) ④沿線のまちづくり計画を踏まえた代替手段の検討	未着手の区間のある都市計画道路(測量・設計のみ行っていないものも含む)	記載なし	①見直しに係る基礎資料の整理 ②見直しに基づく必要性の検証(客観的に判断) ③市町の観点に基づく必要性の検証(地域固有要素) ④整備・廃止形態の検討	必要性の観点から、都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	記載なし	必要性和現況に関する評価	記載なし		
和歌山県	和歌山県都市計画道路見直し方針	平成25年5月	記載なし	①必要性の検証 ②見直し主体による総合的な判断 ③沿線住民の意見聴取と準備 ④必要性の検証(地域固有要素)	都市計画道路	記載なし	①見直しに係る基礎資料の整理 ②見直しに基づく必要性の検証(客観的に判断) ③市町の観点に基づく必要性の検証(地域固有要素) ④整備・廃止形態の検討	必要性の観点から、都市計画MPなど、上位計画との関係 ①都市計画MPとの関係 ②都市計画MPとの関係 ③都市計画MPとの関係 ④都市計画MPとの関係 ⑤都市計画MPとの関係 ⑥都市計画MPとの関係 ⑦都市計画MPとの関係 ⑧都市計画MPとの関係 ⑨都市計画MPとの関係 ⑩都市計画MPとの関係	記載なし	必要性和現況に関する評価	記載なし	役割分担として、県は地域固有の道路を主体として、市町村は地域の道路を主体として行うとされている	

表3 都道府県の見直しガイドライン概要 (7/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

Table with 7 main columns: 都道府県 (Prefecture), ガイドライン名称 (Guideline Name), 最終審定時期 (Final Review Period), 1) 都市計画道路の見直しの手順 (Review Procedure), 2) 見直しの対象路線抽出の考え方 (Concepts for Target Route Extraction), 3) 都市計画道路の見直しの風量 (Review Guidelines), (イ) 実現性に関する評価 (Evaluation of Realizability), (ウ) 総合評価 (Overall Evaluation), 4) 廃止・変更の公表・意見反映 (Publication and Feedback), 5) 市民への周知 (Public Information), 6) 見直しスケジュール (Review Schedule), 備考 (Remarks).

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(8/10)

都道府県 ガイドライン 名	実施決定 時期	1) 都道府県道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 廃止、 変更の影響 推定(交通 量推計の活 用)	5) 市民へ(6) 見直し の公表・意 見反映	備考					
		(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類 (存続、変更、廃止以 外)	道路種別	未着手路線	都市計画 MAPとの 関係	(7) 必要性に関する評価	(4) 実現性に関する評 価				(ウ) 総合評価				
山口県 都市計画道路 の見直し基本 方針	平成16年3月	①路線の必要性の検 討 ②見直しの方向性の検 討(廃止または存続) ③見直し検討路線(区 間)の見直し方針の策定	記載なし	幹線道路のみ	幹線道路のうち以 下のいずれかに該当 するもの ・都市計画決定か ら10年以上道路の 都市計画に歴史的な 化遺産、大規模建 築物等があるもの ・地形的な要因等 により道路構造上 問題のあるもの ・その路線が周辺の 土地区画整理による 影響を受けるもの ・その他個別の理 由を認めるもの なお、整備済み路 線(区間)について も、計画を有するも の区間とする	都市計画 MAPとの 関係	交通、防災、環境空間、市街地形成 の計画	代替機能 の評価	環境への影響、まわりの 土地利用、地 元志向、事業性の評価	(ウ) 総合評価	見直し方針の検証 (自動車交通量による 対比、防犯カメラ)、 歩行者カメラ)	必要性および 廃止、変更後 の将来道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	記載なし	定期的な必 要性の検証 を行う		
香川県 香川県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成19年3月	①幹線道路の選定(必 要性、課題の評価) ②廃止、変更路線の選 定 ③廃止、変更路線の理 由(今後、長期計画が 見込まない路線の対比、 ④関係機関等との協議、 合意形成 ⑤廃止、変更路線の決 定	記載なし	幹線道路のみ	都市計画決定から 30年以上事業未着 手 ・都市計画決定の目的 ・交通機能 ・交通量 ・土地利用 ・整備状況 ・交通状況 ・治道状況	都市計画 MAPとの 関係	必要性の中 核の評価	必要性の 検証の中 核の評価	実効的な制約 ・地理的な制約 ・社会的必要性 ・土地利用 ・整備状況 ・交通状況 ・治道状況	実現性の 評価の中 核の評価	検討路線の重要度 ・必要性と計画段階上 の位置づけ ・廃止する場合は交 通量上、道路計画 面、路線特性、まちづ くり防犯性への影響 を評価	必要性および 廃止、変更後 の将来道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	検止、変更路 線の検証に 行う	5〜10年に 一度を目途に 行う		
徳島県 徳島県都市計 画道路見直し 基本方針(ガイ ドライン)	平成16年12 月	①必要性、実現性の評 価 ②総合評価 ③都市計画道路再編 計画(案)	記載なし	未着手の区間を有す る路線	必要性の中 核の評価 ・交通機能 ・交通量 ・土地利用 ・整備状況 ・交通状況 ・治道状況	都市計画 MAPとの 関係	必要性の中 核の評価	必要性の 検証の中 核の評価	現況状況の必要性 ・道路計画 ・社会状況(地元志向、代 替機能)	実現性の 評価の中 核の評価	記載なし	必要性および 廃止、変更後 の将来道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	記載なし	概ね10年を 目安に 目途		
愛媛県 愛媛県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成20年3月	①路線の必要性の検証 ②幹線道路の検証 ③事業の実現性の検証 ④見直し方針の策定	記載なし	幹線道路のみ、未整 備区間の区間を有す る路線	必要性の中 核の評価 ・交通機能 ・交通量 ・土地利用 ・整備状況 ・交通状況 ・治道状況	都市計画 MAPとの 関係	必要性の中 核の評価	必要性の 検証の中 核の評価	現況状況 ・現況上の問題 ・社会状況(地元志向、代 替機能)	実現性の 評価の中 核の評価	記載なし	必要性および 廃止、変更後 の将来道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	見直し方針の 見直しに 対して、 ネットワークへ の影響分析で 得ると記載	必要性の 検証の中 核の評価	必要性の 検証の中 核の評価	

表3 都道府県の見直しガイドライン概要（9/10）

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県 ガイドライン 名称	1) 都市計画道路の見直しの手続			2) 見直しの対象路線抽出の考え方			3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 停止・見直し・見直し・見直し・見直し の経過 見直し 見直し 見直し 見直し	5) 市長へ の申し 意 見交換	6) 見直し スケジュール	備考				
	(7) 見直し検討の流れ		(1) 見直し結果の分類 (存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	(7) 必要性に関する評価		(4) 実現性に関する評価		(9) 総合評価								
	(1) 見直し対象路線(区間)の優先性の整理	(2) 見直し対象路線(区間)の必要性の整理				(3) 整備内容の妥当性の検証	(4) 見直し対象路線(区間)の広域的な検証	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証					環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	
高知県 都市計画道路 見直しガイド ライン	①見直し対象路線(区間)の優先性の整理 ②見直し対象路線(区間)の必要性の整理 ③整備内容の妥当性の検証 ④見直し対象路線(区間)の広域的な検証	記載なし	幹線道路のみ、20年 以上未着手で、 10年以上未着手な り、かつ、 変化が困難な路線(区 間)	20年以上未着手	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証	環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断
福岡県 都市計画 道路見直し方 針	①都市計画道路路線力 の作成 ②見直しの必要性及 び実現性に関する評価 ③都市計画道路路線として の評価 ④総合的検証 ⑤見直し路線路線の選 定	記載なし	幹線道路のみ	記載なし	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証	環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断
佐賀県 都市計画 道路見直し方 針	①道路計画の必要性に 関する評価 ②整備事業の実現性に 関する評価	記載なし	計画決定より10年以 上経過した未着手 の都市計画道路	30年以上経過	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証	環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断
長崎県 都市計画 道路 見直しガイド ライン	①都市計画道路の見直し の事前調査・検討(現実 分析) ②検討路線の選定(必 要性、実現性の評価) ③整備路線の選定	記載なし	未整備の都市計画道 路の中で、明確な事 業着手の予定がない 路線	記載なし	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証	環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断
熊本県 都市計画 道路 見直しガイド ライン	①都市計画道路の見直し の事前調査・検討(現実 分析) ②検討路線の選定(必 要性、実現性の評価) ③整備路線の選定	記載なし	都市計画決定から20 年以上経過した未着手 の路線(区間)	都市計画決定から 20年以上経過した未 着手の路線(区間) その他の都市計画 見直し対象として指 定した路線(区間)	事前調査・ 検討の上 で、将来 の都市計画 を整理	都市計画 MPとの 関係	交通、防犯、環境空間、市街地形成の 評価	代替機能 の検証	環境への影響、まちづく りへの影響、施工性、地 元意向、事業性の評価	道路構造 ととの 関係	道路構造 ととの 関係	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断	必要性的な 検証の中で 、MPの 位置づけ の有無を判 断

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(10/10)

都道府県 ガイドライン 名	最終決定 時期	1) 都市計画道路の見直しの手順			2) 見直しの対象路線抽出の考え方			3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 優先・重要 事項(交通 量増計画の 活用)	5) 市民への 公表・意見 反映	6) 見直し サイクル	備考	
		(7)見直し検討の流れ	(4)見直し結果の分類 (付録、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	(7) 必要性に関する評価		(イ) 実現性に関する評価	(ウ) 総合評価						
						都市計画 道路の 関係	都市計画 道路の 関係			必要性に関する 評価					実現性に関する 評価
大分県	都市計画道路 見直し方 針(道路)	平成17年4月	①都市における道路の 計画と将来都市像 との関係 ②開発施設の併設と線 路の併設 ③必要性、優先性、実 現性 ④整備・見直し策の検討	記録なし	長期未着手のまま となっている道路	都市計画 道路の 関係	計画決定から概ね 10年程度の期間が 経過しているが、 必要に応じて、 マスタープランに 基づいて見直し を進めている	必要性の 評価 ・交通整理機能 ・都市形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性に関する 評価	必要性の検証 で評価なし	必要性の検証 で活用	必要性、優先 性の評価の 段階から住民 参加を行う	概ね10年を 目安とし検討		
宮城県	宮城県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成19年4月	①見直し対象路線の評 価 ②開発施設の併設と線 路の併設 ③必要性、優先性、実 現性 ④整備・見直し策の検討	記録なし	自動車専用道路を除 く未着手都市計画道 路(幹線道路、区道 道路、特殊道路)	都市計画 道路の 関係	必要性の 検証 ・交通整理機能 ・都市形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性に関する 評価	必要性の検証 で評価なし	必要性の検証 で活用	必要性、優先 性の検証 段階から住民 参加を行う	必要性、優先 性の評価の 段階から住民 参加を行う	概ね10年を 目安とし検討		
徳島県	徳島県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成20年6月	①将来都市像及び都市 計画道路網の現状、課 題の明確化 ②見直し検討対象路線 の抽出 ③見直し対象路線全体 における整備方針 の検討	記録なし	幹線道路のみ	都市計画 道路の 関係	必要性の 検証 ・交通整理機能 ・都市形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性に関する 評価	必要性の検証 で評価なし	必要性の検証 で活用	必要性、優先 性の検証 段階から住民 参加を行う	必要性、優先 性の評価の 段階から住民 参加を行う	概ね10年とす る。	●上位計画の策定年次 から相対的時間が経過 し、将来都市像と都市計 画道路網との関係が 社会経済環境の変化等 に反映していない場合、 将来都市像そのものを 見直し検討する必要がある と考えられる。 ●こうした検討には、相 対的時間と都市計画道 路との関係と都市計画 道路との関係とを 考慮し、その方向性を明確化する ことと、その方向性を明確化する こととを併せて検討すること とする。	
沖縄県	沖縄県都市計 画道路見直し ガイドライン (案)	平成16年10 月	①検討路線の選別 ②基本データの整理 ③都市計画道路の必要 性の検討 ④都市計画道路の実現 性の検討 ⑤総合評価 ⑥見直し候補路線の選 定	記録なし	都市計画マスター プランに基 づく未着手 の道路	都市計画 道路の 関係	必要性の 検証 ・交通整理機能 ・都市形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性に関する 評価	必要性の検証 で評価なし	必要性の検証 で活用	必要性、優先 性の検証 段階から住民 参加を行う	必要性、優先 性の評価の 段階から住民 参加を行う	5年ごとの再 検討と10年ご との見直し	必要性の検証 段階から住民 参加と意向 反映	

表4 政令市の見直しガイドライン概要(1/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点		(ウ) 総合評価	4) 廃止・変更の影響推計(交通量推計の活用)	5) 市民への公表・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
			(イ) 見直し対象の分類(存続、変更、廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画	都市計画					
札幌市	札幌市都市計画道路の更新見直し方針	平成20年3月	①見直し対象の抽出 ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直し対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
仙台市	仙台市都市計画道路の更新見直し方針	平成21年3月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
さいたま市	さいたま市都市計画道路の更新見直し方針	平成23年11月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
千葉市	千葉市都市計画道路の更新見直し方針	平成18年9月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
川崎市	川崎市都市計画道路の更新見直し方針	平成20年3月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
横浜市	横浜市都市計画道路の更新見直し方針	平成18年2月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	
相模原市	相模原市都市計画道路の更新見直し方針	平成25年3月	①見直しの対象の抽出 ②見直しの対象の抽出 ③見直しの対象の抽出 ④見直しの対象の抽出	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	都市計画決定から20年を経過している路線	都市計画決定から20年を経過している路線	記載なし	

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (2/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点				(ウ) 総合評価	4) 廃止・変更(仮)の活用	5) 市民への公表・意見収集	(6) 見直しスケジュール	備考	
			(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(ロ) 都市計画MPとの関係	(ハ) 現実に即する評価						(ニ) 環境・社会との整合
新潟市	都市計画道路の見直し方針	平成22年3月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(ロ) 都市計画MPとの関係	(ハ) 環境・社会との整合	必要性がなくても事業実施上の課題がある場合は個別路線ごとに再検討して今後の対応を判断	「更なる検討を行う段階」について、地元からの意見聴取	記載なし			
静岡市	第2回都市計画道路見直し指針(予定)	平成20年1月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(ロ) 都市計画MPとの関係	(ハ) 環境・社会との整合	【ステップ1】 ① 見直し対象路線の評価 ② 見直し対象路線の抽出 ③ 道路種別(本体的)の検証 ④ 都市計画道路種別の策定 ⑤ 整備優先度の設定	【ステップ1】 第4回(仮)都市計画道路見直し指針(案)平成29年1月(1.23~2.23)	記載なし			
浜松市	都市計画道路見直し指針	平成24年2月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(ロ) 都市計画MPとの関係	(ハ) 環境・社会との整合	【ステップ1】 ① 都市計画道路の現状把握(現況、計画、整備状況) ② 道路種別の検証 ③ 優先度・種別等の検証 ④ (仮) 都市計画道路種別の提案	【ステップ1】 ① 都市計画道路の現状把握(現況、計画、整備状況) ② 道路種別の検証 ③ 優先度・種別等の検証 ④ (仮) 都市計画道路種別の提案	記載なし			
名古屋	都市計画道路の整備プログラム	平成28年6月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(ロ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(ロ) 都市計画MPとの関係	(ハ) 環境・社会との整合	【整備効果の検証】 ① 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災、防災)の検証 ② 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証 ③ 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証 ④ 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証	【整備効果の検証】 ① 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証 ② 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証 ③ 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証 ④ 都市計画道路の整備効果(交通、防災、防災)の検証	記載なし			

表4 政令市の見直しガイドライン概要(3/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 廃止・変更の形態・設計の活用	5) 市長への公表・意見交換	6) 見直しサイクル	備考
			(7)見直し検討の流れ	(4)見直し結果の分類(存続,変更,廃止以外)	対象路線	本着手時期	都市計画MPZとの関係	(7)成否性に関する評価	(7)成否性に関する評価				
京都府	都市計画道路の見直し指針	平成21年8月	①検討対象路線(区間)の選定 ②必要性の評価 ③計画実現上の課題の評価 ④総合評価	記載なし	区画街路、特種街路、事業中の路線(区間)は対象外	計画決定後20年を経過する路線	記載なし	【市域全体に係る必要性】 ・市街地形成(緩急)の骨格形成 ・交通機能(遅延緩和) ・土地利用の活性化(放射状展開) 【市街地形成の必要性】 ・市街地形成(まちづくり)の支援 ・交通機能(歩行者・自転車・バス、主要な公共交通の円滑、B7化、歩行者・自転車専用道) ・環境・防災空間機能	記載なし	総合評価 廃止しても問題が生じないかどうか最終的な評価	記載なし	記載なし	
大阪府	長期未着手の都市計画道路の見直し方針	平成25年1月	①必要性の検証 ②ハコメ、説明会 ③都市計画道路の見直し	記載なし	幹線街路	記載なし	記載なし	1.道路ネットワークの確保(放射状機能) 2.都市防災(住居の向上,密集住宅市街地の延滞) 3.安全・円滑な通行機能の確保(歩行者、自転車、バス) 4.沿道への土地利用の活性化(放射状展開) 5.沿道への土地利用の活性化(放射状展開) 6.沿道への土地利用の活性化(放射状展開) 7.沿道への土地利用の活性化(放射状展開)	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	
堺市	都市計画道路の見直し方針	平成28年11月	①見直し対象の都市計画道路の抽出 ②必要性の検証 ③他事業や隣接市の協力の検証	記載なし	記載なし	事業未着手区間	記載なし	【主要幹線道路】 ・交通機能 ・市街地形成(緩急)の骨格形成 ・土地利用の活性化(放射状展開) 【支線道路】 ・歩行者・自転車・バス ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開)	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	今回の見直しは、(仮)都市計画道路決定後、備プログラムでの決定予定
神戸市	都市計画道路の見直し方針	平成23年3月	①主要幹線道路とそれ以外の道路に区分 ②主要幹線道路は計画内容を整理し、概観的・主要幹線道路以外の道路は計画を一旦凍結し、地域の必要が認められれば再度都市計画決定を行う	「継続」、「変更」のみ	街路非連続として事業計画を凍結し、事業中七折手続	記載なし	記載なし	【主要幹線道路】 ・交通機能 ・市街地形成(緩急)の骨格形成 ・土地利用の活性化(放射状展開) 【支線道路】 ・歩行者・自転車・バス ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開) ・沿道への土地利用の活性化(放射状展開)	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (4/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終決定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 県上・県取組の交通政策(交通政策審議会の活用)	5) 市県への公募・意見反映	6) 見直しスケジュール	備考	
			(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画道路の区分	(7) 見直しに関する評価	(イ) 実現性に関する評価(路線への影響、まちづくりへの影響、環境空間、市街地形成の評価)	(ウ) 総合評価					
岡山市	岡山県の見直しガイドライン(後編)を市HPで公表	平成17年3月	①見直し検討の進め方 ②見直し検討の進め方 ③見直し評価	記載なし	上級計画に位置付けられていない道路	30年以上経過	見直し検討の進め方 路線の抽出 評価	記載なし	記載なし	見直しによる影響を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする	記載なし	一般的な都市計画決定の進め方に従った手続き	概ね10年に1回		
広島市	都市計画道路見直しの基本方針	平成18年11月	①見直し検討対象候補路線の選別 ②見直し検討対象候補路線の現況把握 ③見直し対象候補路線の選別 ④見直し対象候補路線の選別	記載なし	幹線道路で未着手の路線は、20年以上経過している路線も、別選計画が優先するなどの観点から、未着手路線	20年以上未着手	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	県上・県取組の交通政策(交通政策審議会の活用)	記載なし		
北九州市	都市計画道路見直しの見直しについて	平成16年12月	1. 幹線道路ネットワークの再構築 2. 優先度の明確化 3. 計画路線の必要性が低い路線の早期廃止 4. 見直し対象路線の選別 5. 見直し対象路線の選別	現時点では判断を保留し適切な時期に再検討する区域(「保留」)	未着手区間及び幹線道路の強化箇所	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	本計画は、都市計画道路ネットワークを計画策定し、見直し対象路線として選定する見直し対象路線については、①早期に強化すべき区間、②低コストで整備すべき区間、③長期的に取組むべき区間、④都市計画道路として整備する区間、⑤見直し対象路線として整備する区間、⑥見直し対象路線として整備する区間、⑦見直し対象路線として整備する区間、⑧見直し対象路線として整備する区間、⑨見直し対象路線として整備する区間、⑩見直し対象路線として整備する区間

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (5/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順			3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 後述の変更の影響(設計の活用)	5) 市民への公表・意見交換	6) 見直しサイクル	備考	
			(7)見直し検討の流れ	(4)見直し結果の分類(併線、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	(7)必要性に関する評価							
							(7)必要性に関する評価							
							都市計画MPとの関係	代路機能の評価	(イ) 実現性に関する評価					(ウ)総合評価
福岡市	福岡市都市計画道路見直し計画	平成19年12月	①検討対象路線の選定 ②現状把握 ③重要区間・区間の選定 ④重要区間・区間の選定 ⑤既存道路の有効活用性の検証 ⑥総合評価	記載なし	未着手の都市計画道路、都市計画決定後、10年以上経過し、かつ現時点で事業化予定のない路線	10年以上経過	記載なし	①交通機能 ・自動車の円滑化(経済緩和、高速道路の利用促進、渋滞の解消) ・歩行者や自転車の安全性向上(BFF化、事故減少、交通量多) ②交通安全 ・歩行者・自転車・歩行者の安全確保 ③防犯・防災機能の確保向上(緊急輸送道路、避難路、防災集積地の確保) ④市街地の形成 ・都市環境の形成 ・フロンティアの形成	①交通機能 ・自動車の円滑化(経済緩和、高速道路の利用促進、渋滞の解消) ・歩行者や自転車の安全性向上(BFF化、事故減少、交通量多) ②交通安全 ・歩行者・自転車・歩行者の安全確保 ③防犯・防災機能の確保向上(緊急輸送道路、避難路、防災集積地の確保) ④市街地の形成 ・都市環境の形成 ・フロンティアの形成	①交通機能 ・自動車の円滑化(経済緩和、高速道路の利用促進、渋滞の解消) ・歩行者や自転車の安全性向上(BFF化、事故減少、交通量多) ②交通安全 ・歩行者・自転車・歩行者の安全確保 ③防犯・防災機能の確保向上(緊急輸送道路、避難路、防災集積地の確保) ④市街地の形成 ・都市環境の形成 ・フロンティアの形成	記載なし	記載なし	記載なし	・将来の需要に基づき、重要区間・区間の選定 ・平成24年3月に「福岡市都市計画道路見直し実施計画」を策定し、見直し実施計画に基づき
熊本県	熊本県都市計画道路見直しガイドライン	平成17年11月	①全線未着手及び未着手区間がある路線 ②ア、ア以外において、中期整備以外の位置づけにある路線及び区間を含む路線 ③都市計画決定後、20年以上経過した路線 ④都市計画決定後、20年以上経過した路線(都市計画決定後、20年以上経過した路線)	記載なし	記載なし	20年以上経過	記載なし	①アクセス機能やラフック機能、空間機能 ・道路がバランスよく適切に配置(配置、道路バリエーション) ②都市的活況を円滑に行うための目的に ・広域交通の促進 ③交通安全の確保 ・都市環境の向上を促進 ④都市交通ネットワークの構築	①物量的な困難さ(自然環境、道路構造) ②社会環境、住居環境(社会環境、住居環境、特等事項)	①物量的な困難さ(自然環境、道路構造) ②社会環境、住居環境(社会環境、住居環境、特等事項)	記載なし	記載なし	後述の変更と併せて、住民参加型ワークショップを実施し、意見を交換する	後述の変更と併せて、住民参加型ワークショップを実施し、意見を交換する

盛岡市都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について

1. 訴訟の概要

都市計画道路（昭和13年3月5日 都市計画決定）の区域内に土地及び建物を所有する原告が、長年にわたり建築制限を受けてきたことについて、これは都市計画事業への着手も見直しもないまま放置してきたことによるものであり、都計決定と建築制限の維持は違法であるとして、盛岡市に対して、以下の3点を求めたもの。

- ①都市計画決定の取消
- ②国家賠償法に基づく慰謝料の支払い
- ③憲法に基づく財産権補償

[都市計画道路の概要]

名称：盛岡広域都市計画道路3・4・43号神明前北井崎線
延長・幅員：約1,520m 16m

2. 訴訟経緯

平成11年	原告が盛岡市を被告として盛岡地裁に提訴
平成13年 9月28日	地裁判決：①を却下、②・③を棄却
平成14年 5月30日	高裁判決：原告の控訴を棄却
平成17年10月25日	原告の上告受理（ただし、裁判官全員一致で上告受理の申立て理由の①・②に関する理由は重要ではないとして排除）
平成17年11月 1日	最高裁判決：原告の上告を棄却（ただし、裁判官4人のうち1人から補足意見あり）

3. 判決の概要

① 抗告訴訟の対象について

都市計画決定は、その後続く道路計画事業の認可、施行に関する基本的指針を定めた一般的、抽象的な性質のものに過ぎず、建築制限も、区域内の土地を所有する不特定多数の者に対して一般的、抽象的な効果として生じるものであり、個人の権利ないし法律上の利益に直接の影響を及ぼす性質のものではないこと等から、都市計画決定に当たる本件処分を抗告訴訟の対象とすることはできないと解すべきであり、原告らの訴えは不適法なものとして却下を免れない。

② 国家賠償法に基づく慰謝料請求について

都市計画事業は一般的に長期間を要し、その施行に際しては人員や予算上の制約も少なくないものであり、都市全体に対する当該道路の優先度を見定めながら整備を進めざるを得ない性格のものであるため、結果的に特定路線の一部区間が長期間事業に着手されないとしても、そのことから直ちに都市計画決定権者が有する法的義務に違反しているとはいえない。

それを超えて、正当な理由がないにもかかわらず、都市計画事業自体が長期間全く進行していないとか、当該特定路線の必要性が見直されるべきであるのに、これが長期間放置されているとかという特別の事情がない限り、市町村の下した判断は、裁量権の範囲内のものとして違法になることはないと解するのが相当である。

盛岡市の場合、都市計画道路全体について漸次見直しを実施してきており、それらの中で本路線の重要性を検討し、その必要性を確認した上で変更を行わなかったこと、都市計画事業総体としてみれば、漸次整備を進行させてきていることの実事が認められる。こうした諸事情を総合考慮すると、都市計画が60年以上の長期間にわたって事業化されるに至っていないことを考慮に入れても、その状態は未だ都市計画決定権者である市町村に認められる裁量権の範囲内に止まっているというべきであり、都市計画の実施又は変更について権限を有している公務員がその職務上の法的義務に違反したものと認められず、請求は理由がない。

③ 財産権の補償について

本件土地に対する建築制限は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということがいまだ超えるものではないことから、憲法29条3項を根拠として、損失につき補償請求をすることはできないものというべきである。

4. 最高裁判所裁判官による補足意見

最高裁では、全員一致の意見で判決（上告棄却）がなされているが、藤田宙靖裁判官より補足意見として、建築制限が長期間にわたる場合の損失補償の要否について以下の見解が示された。

- ・ 公共の利益を理由として建築制限が損失補償を伴うことなく認められるのは、その制限が都市計画の実現を担保するために必要不可欠であり、かつ、権利者に無補償での制限を受忍させることに合理的な理由があることを前提とした上でのことというべきであるから、そのような前提を欠く事態となった場合には、都市計画制限であることを理由に補償を拒むことは許されないものというべき。
- ・ 建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならないと考えられるものであり、本件における建築制限程度のものであっても、60年にわたって制限が課せられている場合に損失補償の必要は無いという考え方には大いに疑問がある。
- ・ 原審は、一般的な建築制限について指摘するに止まり、60年以上経過しているという特有の事情についての判断が明示されていない、という限りでは、上告論旨には理由があるものというべきである。
- ・ 都市計画制限の及ぶ期間と損失補償の要否の問題について、一切の判断をしていないことから原審判決を破棄し、仙台高裁に差し戻すことも考えられないではない。
- ・ しかし、原告の土地の所在する地域は、第1種住居地域（容積率200／建蔽率60）であり、高度な土地利用が従来行われていた地域でも、現にそれが予定されている地域でもない。
- ・ 本件土地の上に現に存在する上告人の共有に係る建築物は、木造瓦葺平家建の居宅であり、これを改築するには法53条1項ただし書1号により許可を受けることを要しないこととなり、また、これと同程度の規模及び構造の建築物を再度建築することは法54条3号により許可されると考えられる。
- ・ 上告人の土地のうち予定区域内に含まれるのは、全体の約4分の1にとどまることから、残余の部分を敷地として法54条3号に該当する最大の建築物を許可の下に建築すれば、上記の容積率、建ぺい率の上限に近いものとなると考えられる。
- ・ このような本件土地に関する具体的事情に照らせば、建築制限が長期間にわたっていることを考慮に入れても、特別の犠牲とまでいうことはできず憲法29条3項を根拠とする補償を必要とするとはいえない。

静岡県都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について

1. 訴訟の概要

都市計画法第53条に基づく、都市計画道路の区域内における住民の建築許可申請に対して、静岡県が不許可とした処分の取り消しを求め争ったもの。

2. 訴訟経緯

平成 9年	住民1人が建築不許可処分取消訴訟を提訴
平成10年	住民5人が建築不許可処分取消訴訟を提訴
平成15年11月27日	一審・静岡地裁判決 県側勝訴
平成17年10月20日	東京高裁 県側敗訴
平成20年 3月11日	最高裁決定 県の上告を棄却

3. 争点

静岡県が建築申請に対して、都市計画施設に関する都市計画に適合しないことを理由に不許可としたため、不許可理由の前提となる都市計画の違法性を争い、当該不許可処分の取り消しを求めたもの。

4. 判決の概要（都市計画決定を違法とした理由）

都道府県知事が、都市計画を決定するに際しての裁量は、都市計画法第13条第1項（都市計画基準）に従って、土地利用や交通等の現況及び将来の見通しを勘案し、都市計画法第6条第1項の規定による基礎調査の結果等を基に決定されることとなるが、この調査結果において、将来交通量について、現実に人口減少傾向が見られるゾーンほど可能収容人口の残容量が多くなり、それに対応して将来予測される交通量も増加するという予測手法を用いたことに合理性を欠くものがある。また、伊東市の平成22年における総人口の予測について過大に設定されているという点に問題があり、合理性に疑いがあること等から、法第13条の趣旨に反しており違法であるとした。

よって、都市計画に適合しないことを理由した建築不許可処分は取り消すこととされた。

5. 最高裁の決定

県の上告を棄却する決定。これにより、東京高裁判決が確定した。

2. ガイドラインの特徴

(1) 見直しの手順

(ア) 見直し検討の流れ

○都道府県・政令市が作成したガイドラインによると、以下に示す都市計画道路の見直し検討の流れを採用しているものが多い。

- ① 検討対象となる見直し対象路線を抽出
- ② 個々の路線の必要性を検討
- ③ 必要性が高いとされた路線を対象に、実現性を検討
- ④ ②、③を踏まえて、総合的に都市計画を変更・廃止した場合の影響を確認

1) 概説

見直し検討の流れは、①見直し対象路線の抽出、②必要性の検討、③実現性の検討、④変更・廃止した場合の影響の確認、としている都道府県・政令市が大半である。

必要性和実現性を同時に検討している都道府県（石川県、鳥取県、福岡県）もいくつか見られる（事例 1-1）。また、兵庫県においては、見直し検討の流れの中で県と市町の役割分担を明確化している（事例 1-2）。群馬県では各段階で住民への情報提供・意見聴取を原則として行いながら検討を進めることとしており、その点が検討フローにも特記されている（事例 1-3）。

多くの都道府県・政令市の見直しガイドラインにおいて、採用されている都市計画道路見直し検討の流れを整理すると図1のようになる。

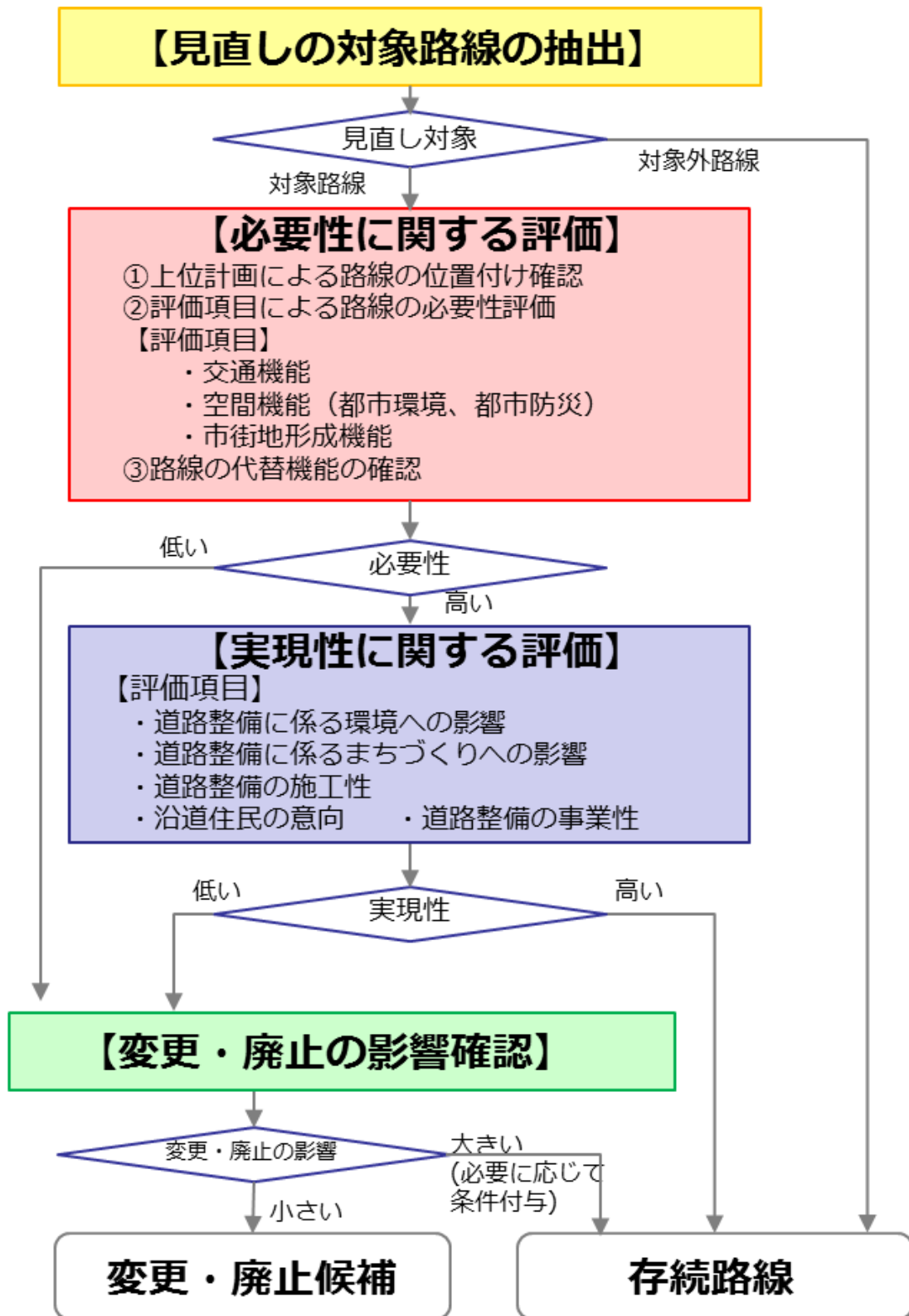
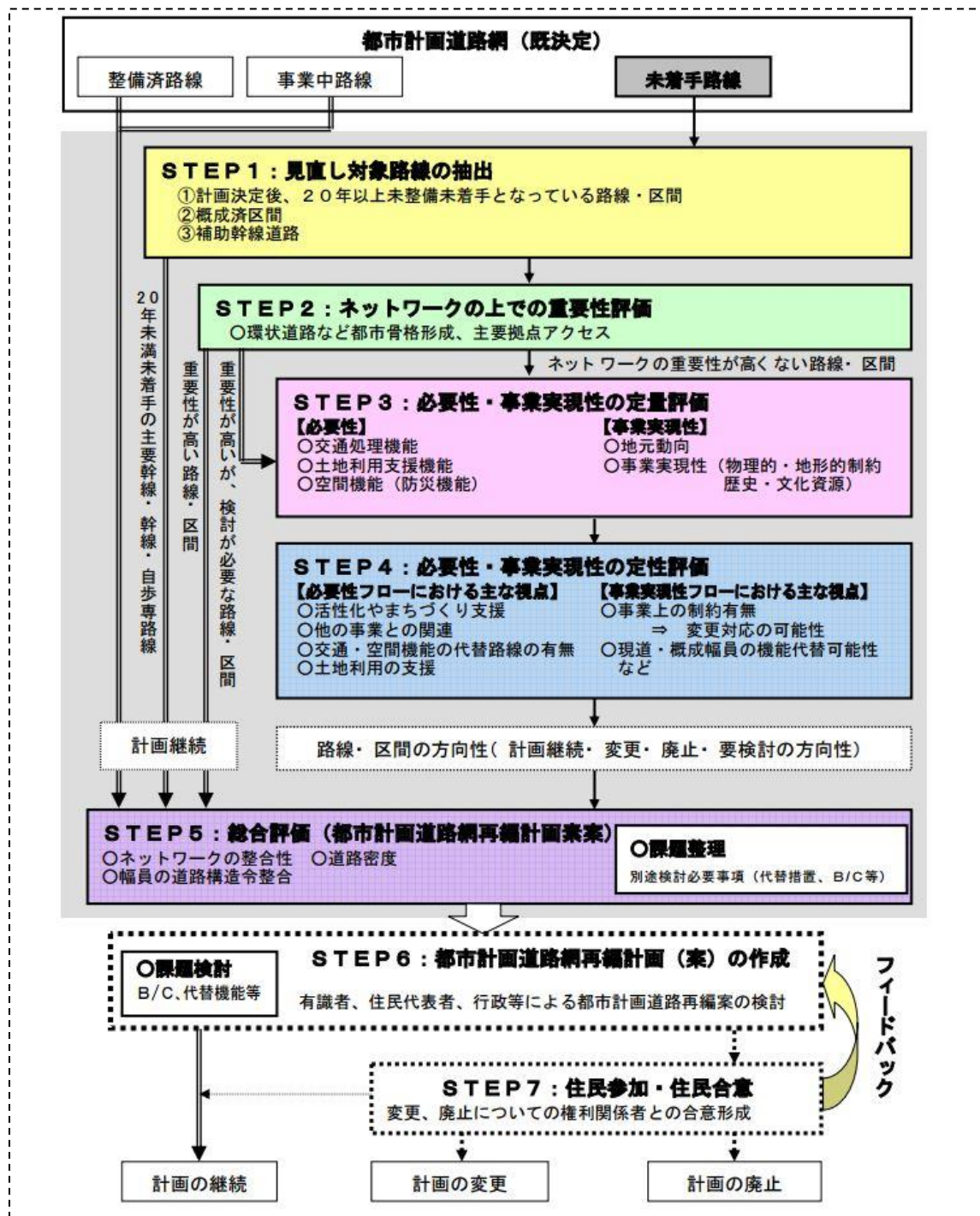


図1 多くの都道府県・政令市の見直しガイドラインにおいて採用されている都市計画道路見直しの検討の流れ

2) 事例

事例 1-1：石川県「必要性と実現性を並行的に評価」

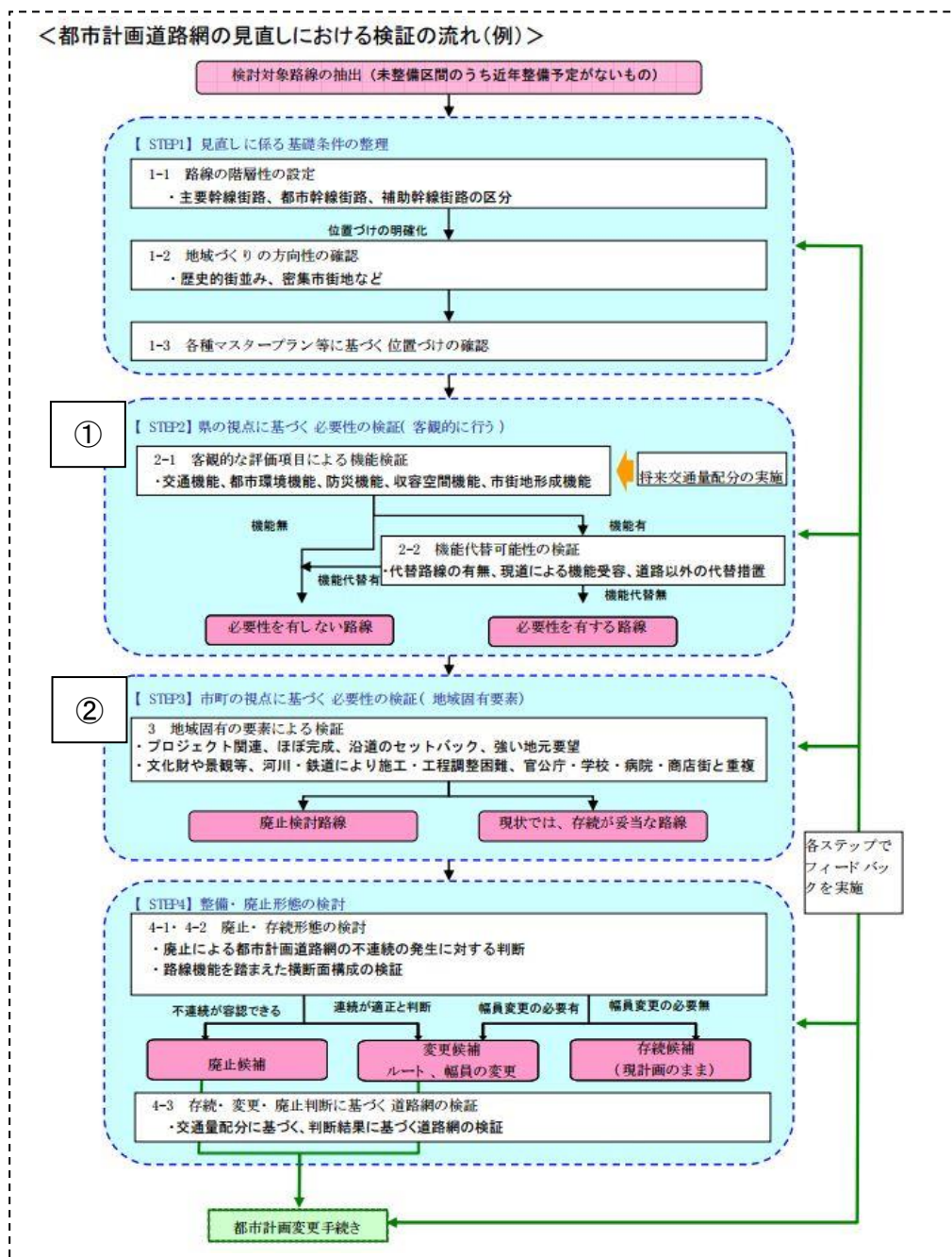
石川県は、必要性と事業実現性を並行的に評価している。見直し対象路線の抽出後、ネットワーク上での重要性を評価した上で、必要性・事業実現性の定量評価を行い、その後、必要性・事業実現性の定性評価を行い、路線・区間の方向性を検討している。



出典：石川県の都市計画道路見直しガイドライン（平成 19 年 3 月石川県土木部都市計画課）

事例 1-2：兵庫県「県の視点と市町の視点からの評価による役割分担の明確化」

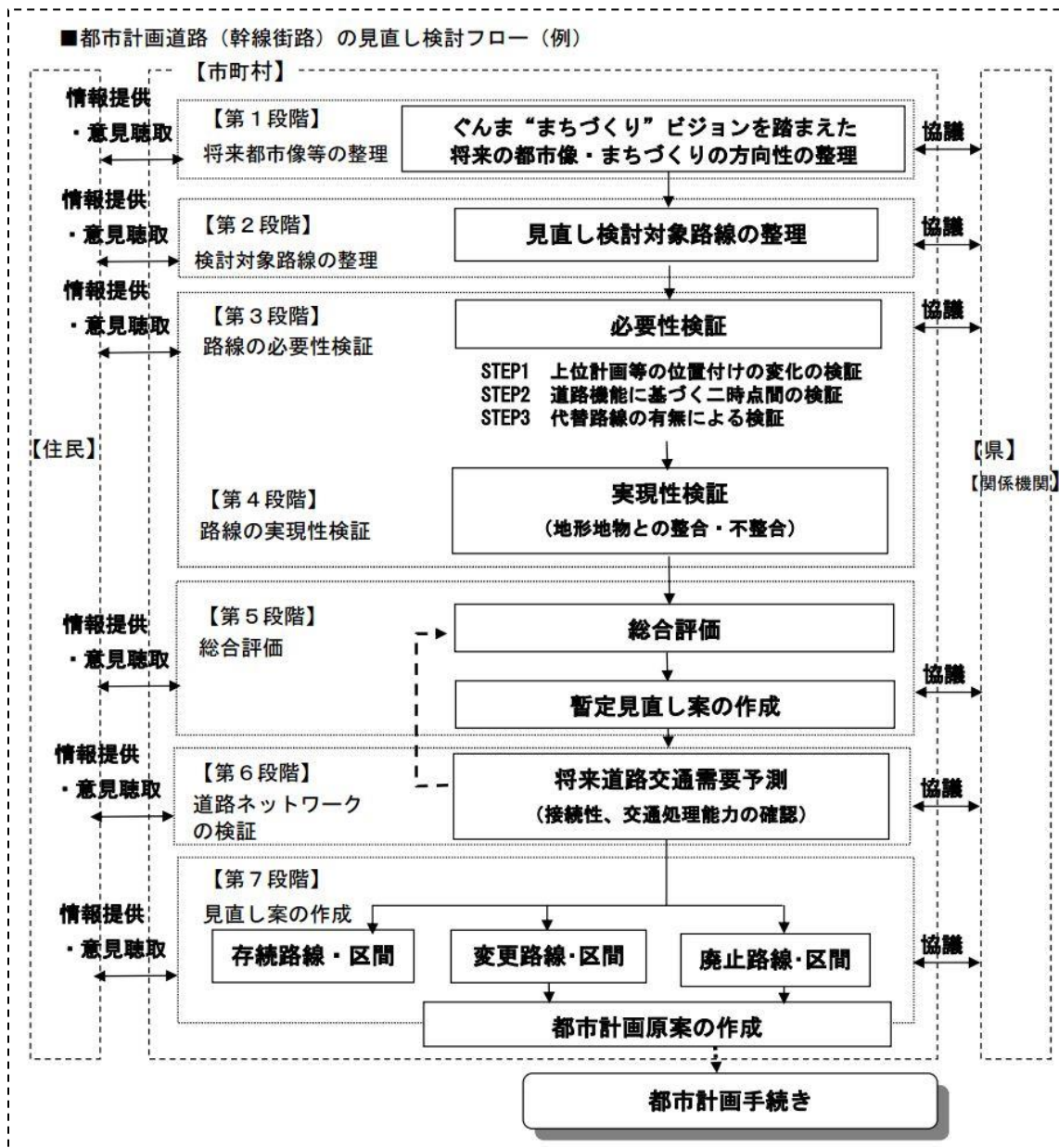
見直しにおける検証の流れにおいて、①設定した客観的な評価基準に基づき一律に必要な性を評価し必要性を有する路線と有しない路線を明確にする、②地区における固有の要素等を踏まえて必要性の判断を見直す、として、①は県、②は市町が中心となって実施している。県決定、市町決定路線にかかわらず一定の評価を行い、地区固有の要素を踏まえ見直しの可否を判断するものとし、各ステップでのアウトプットについて、その結果の妥当性を確認するため、適宜フロー図における上位のステップへフィードバックしている。



出典：都市計画道路網見直しガイドライン（平成 23 年 3 月兵庫県）

事例 1-3：群馬県「県・関係機関との協議や住民への情報提供・意見聴取の重視」

群馬県は、見直しは原則として市町村が実施するものとしている。県は、市町村間を連絡する国県道等の「広域的な幹線道路（主要幹線街路）」に関して市町村間の調整等を行なうとともに、各段階で協議、協力をしている。見直しを、次の手順により実施し、段階ごとに原則として住民への情報提供や意見聴取を行いながら進めている。



出典：都市計画ガイドライン（平成 25 年 7 月群馬県県土整備部都市計画課）

(イ) 見直し結果の分類

1) 概説

都道府県・政令市の見直し検討の結果については、「存続」・「変更候補」・「廃止候補」の分類が基本となっている。

見直し対象路線の対象外となったものは、存続路線として扱っている。見直し対象路線のうち、必要性が低いものは廃止候補として、必要性が高いとされた路線については実現性を検討し、実現性が低いものは変更候補や廃止候補として、変更・廃止による影響確認を行い、影響が大きい場合には、再度必要性の検討を行っているものもある。

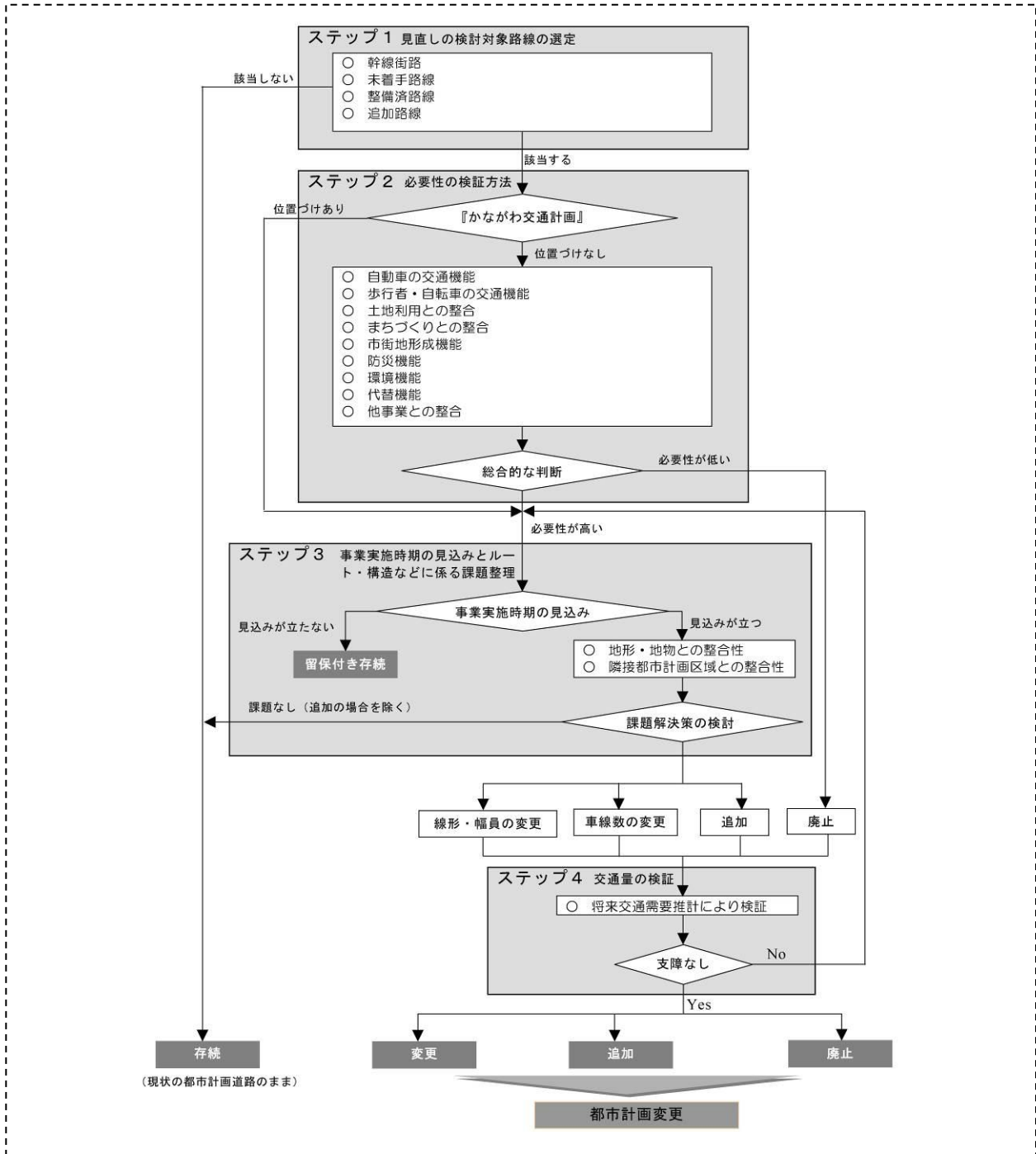
また、「存続」・「変更候補」・「廃止候補」以外の結果の分類を行っている事例として、以下のものがある。

- ・神奈川県、相模原市は、必要性が高いと判断されたが、事業実施時期の見込みが立たない路線や区間は、「留保付き存続」としている。(事例 1-4)
- ・山梨県は、変更候補の中で、早期の事業が困難なものは、「保留」としている。
- ・佐賀県は、他事業との関連等により現時点での変更計画決定が適当でないものは、「計画存続（見直し保留）」としている。
- ・福岡市は、現時点では判断を保留し適切な時期に再検証する候補区間は、「保留」としている。

2) 事例

事例 1-4 : 神奈川県フロー

神奈川県は、存続・変更・廃止の他に、「留保付き存続」・「追加」を判断結果として位置づけている。



出典：都市計画道路見直しのガイドライン（平成18年3月神奈川県）

(2) 見直しの対象路線抽出の考え方

○幹線街路で、かつ、長期未着手となっている路線を見直しの対象路線として抽出している場合が多い。

1) 概説

見直しの対象としている路線は、都市計画道路の幹線街路の長期未着手路線を対象としている都道府県・政令市が約 1/3 (表 5) となっている。長期未着手の期間については、20~30 年 (表 6) としている例が多い。

表 5 見直し対象の道路種別

道路種別	団体	割合 (%)
全ての都市計画道路	24 団体	36%
幹線街路のみ	25 団体	37%
自専道を除く	2 団体	3%
その他	11 団体	16%
記載なし	5 団体	7%
総計	67 団体	100%

表 6 見直し対象の未着手期間

未着手期間	団体	割合 (%)
未着手全て	8 団体	12%
30 年以上	8 団体	12%
20 年以上	21 団体	31%
10 年以上	1 団体	1%
記載なし	29 団体	43%
総計	67 団体	100%

事業見通しがある路線を検討対象から除外する例 (北海道、宮城県など) や整備済み路線も含めて検討している (神奈川県、福岡県など) 地方公共団体も存在している (事例 2-1)。

また、さいたま市のように、道路網計画の対象路線として、都市計画道路網だけでなく、その他の国道、県道、市道等も含め、幹線的な全ての路線を検討対象としている例もある (事例 2-2)。

2) 事例

事例 2-1：神奈川県

神奈川県は、整備済み路線も含めて検討している。

4 見直しの進め方

(1) 見直しの検討対象路線の選定

見直しの検討対象路線とする都市計画道路は、次の事項について整理を行ったうえで選定する。

- ア 幹線街路
- イ 未着手路線
- ウ 整備済み路線
- エ 追加路線

ア 幹線街路

見直しは、幹線街路を対象とし、自動車専用道路は対象としない。

イ 未着手路線

市町の見直し開始時点で、都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手の路線や区間はすべて対象とする。

なお、都市計画決定（変更）後 5 年を経過しても工事に着手していない路線や区間については、何らかの理由や課題が想定されるため、必要に応じて対象とする。

ウ 整備済み路線

概成済を含む整備済や、事業中の路線や区間であっても、社会経済状況や目指すべき将来の都市像を実現するために、再整備や事業計画の変更など見直しが必要となる場合は対象とする。

エ 追加路線

「市町村マスタープラン」などで構想的な位置づけの路線であっても、必要に応じて追加の検討を行うことができる。

出典：都市計画道路見直しのガイドライン（平成 18 年 3 月神奈川県）

事例 2-2：さいたま市

さいたま市は、都市計画道路網だけでなく、その他の国道、県道、市道等も含め、幹線的な全ての路線を検討対象としている。

(4) 『道路網計画』の内容

『道路網計画』の対象路線、路線ごとに定める事項、目標年次、改訂周期、更新周期は、以下のとおりです。

1) 対象路線

都市計画道路だけでなく、その他の県道や市道等も含め、本市の幹線的な役割を担う全ての路線を対象とします。また、整備済みの路線、事業中の路線、未整備路線の全てを含みます。

- ①自動車専用道路 ②国道 ③県道 ④市道

出典：都市計画道路の検証・見直し指針（平成 25 年 6 月さいたま市）